

## 愛媛県庁本庁舎等広告等配布事業取扱業者募集要項

### 1 趣旨

この要項は、愛媛県庁本庁舎広告実施要領及び中予地方局庁舎広告実施要領に基づき、県庁本庁舎及び中予地方局庁舎における広告等配布事業に係る広告取扱業者の募集に関し、必要な事項を定めるものである。

### 2 募集の内容等

#### (1) 募集する広告取扱業者

1 業者

※チラシ、サンプル、アンケートなど（以下「広告等」という。）を一括して配布する広告取扱業者を募集する。

#### (2) 募集広告の内容

##### ア 広告の内容

本庁舎及び中予地方局庁舎に勤務する職員等を対象として、広告等の配布を行う。

（参考：職員数本庁舎約2,000人、中予地方局庁舎約500人）

##### イ 実施方法

各庁舎の出入口において、職員等に直接手渡す方法とする。

配布時間は、原則として7時30分～8時30分とする。

##### ウ 配布場所

本庁舎出入口 9箇所（第一別館耐震工事中のため、変更あり）

中予地方局庁舎出入口 3箇所

##### エ その他

(ア) 広告主及び配布する広告等の募集は、広告取扱業者が行うこと。

(イ) 広告等の配布については、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県庁本庁舎広告実施要領、中予地方局庁舎広告実施要領、愛媛県庁本庁舎広告事業事務取扱要領、中予地方局庁舎広告事業事務取扱要領及び広告等配布事業仕様書に従うこと。

(ウ) 広告主及び広告等の内容等については、配布前に県の審査を受けなければ配布することができない。また、県からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。

(エ) 広告等の配布に必要な物品及び人員等は、広告取扱業者の責任において行うものとし、これに必要な経費は広告取扱業者の負担とする。

(オ) 広告等の配布に当たっては、広告取扱業者は、各庁舎管理責任者の許可を受けなければならない。

(カ) 広告等配布事業の実施に当たり、広告取扱業者は、県と広告事業に関する契約を締結する必要がある。（別添契約書（案）参照）

#### (3) 広告取扱期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

### 3 広告取扱基本料

広告取扱業者が、県に支払う広告取扱基本料（広告取扱いの権利）を年額291,600円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

#### 4 見積参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 知事の審査を受け、平成23年度から平成25年度までの製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (3) 見積競争実施日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

#### 5 見積参加手続き等

##### (1) 募集要項等の配布期間及び配布場所等

配布期間：平成26年3月4日（火）から平成26年3月17日（月）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

配布場所：松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館1階

愛媛県総務部管理局総務管理課 施設管理グループ

県ホームページ

<http://www.pref.ehime.jp/h12100/7524/kokokutop.html>

ただし、上記4の見積参加資格について確認する必要があるため、県ホームページから募集要項等入手した場合は、必ず事前に総務管理課に連絡してください。

配布資料：愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県庁本庁舎広告実施要領、中予地方局庁舎広告実施要領、愛媛県庁本庁舎広告事業事務取扱要領、中予地方局庁舎広告事業事務取扱要領、広告等配布事業仕様書及び愛媛県庁本庁舎等広告等配布事業実施取扱契約書（案）、委任状

##### (2) 見積日時及び場所

日時：平成26年3月19日（水）午後3時

場所：愛媛県庁本館2階 総務部会議室

#### 6 見積競争

- (1) 見積参加者又はその代理人は、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県庁本庁舎広告実施要領、中予地方局庁舎広告実施要領、愛媛県庁本庁舎広告事業事務取扱要領、中予地方局庁舎広告事業事務取扱要領、広告等配布事業仕様書及び愛媛県庁本庁舎等広告等配布事業実施取扱契約書（案）、愛媛県会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、見積りしなければならない。見積後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書及び見積りに係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また見積金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 見積書は、県が当日配布する見積書により提出すること。
- (4) 見積参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、見積金額は、アラビア数字を用いること。
- (5) 見積参加者の代理人は、委任状に、見積りの際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (6) 見積参加者又はその代理人は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (7) 見積参加者又はその代理人は、その提出した見積書を引き換え、変更し、又は取消すことはできない。

- (8) 見積参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で、見積競争を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該見積を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (9) 見積金額は、広告等配布1回当たりの広告料（消費税及び地方消費税含む。）を見積書に記載すること。（消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に改正されたので留意すること。）
- (10) 見積書の比較は、見積参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、見積参加者又はその代理人が立ち会わないときは、見積執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 見積会場には、見積参加者又はその代理人並びに見積執行事務に関係のある職員及び(10)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (12) 見積会場において、次の各号の一に該当する者は、当該見積会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (13) 見積参加者又はその代理人は、本件に係る見積りについて他の見積参加者の代理人となることはできない。
- (14) 見積参加者又はその代理人の見積りのうち、予定価格以上の価格での見積りがないうちは、直ちに再度の見積りを行う。

## 7 無効の見積書

次の各号の一に該当する見積書は、無効とする。

- (1) 見積りに参加する者に必要な資格のない者の提出した見積書
- (2) 見積者が同一の見積りに対して2以上の見積りをしたとき。
- (3) 見積参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない見積書
- (4) 代理人が見積りする場合は、見積参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない見積書（見積参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）
- (5) 見積金額の記載が不明瞭な見積書
- (6) 見積金額を訂正した見積書
- (7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した見積書
- (8) 再見積りにおいて、前回の最高見積金額以下の金額を記載した見積書
- (9) その他、見積りに関する条件に違反した見積書

## 8 採用者の決定

- (1) 有効な見積書を提示した者であって、予定価格以上の最高の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 採用となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積者にくじを引かせ、採用者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の見積りをした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、見積執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ採用者を決定するものとする。

- (4) 採用者が決定したときは、速やかに、採用者を決定したこと、採用者の氏名及び住所並びに採用金額を、採用者とされなかった見積者に通知するものとする。
- (5) 採用者が、指定の期日までに契約書の取交しをしないときは、採用の決定を取り消すものとする。

9 契約保証金  
免除とする。

10 契約書の作成

- (1) 見積りを執行し契約の相手方が決定した日から5日以内（土日曜日及び祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は成立しないものとする。

11 契約条項

別添契約書（案）のとおり

12 その他

- (1) 見積参加者又はその代理人は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県庁本庁舎広告実施要領、中予地方局庁舎広告実施要領、愛媛県庁本庁舎広告事業事務取扱要領、中予地方局庁舎広告事業事務取扱要領、広告等配布事業仕様書及び愛媛県庁本庁舎等広告等配布事業実施取扱契約書（案）等を熟読し、遵守すること。
- (2) 見積りに要する費用は、見積参加者又はその代理人の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。

13 お問い合わせ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県総務部管理局総務管理課 施設管理グループ  
電話 089-912-2153

# 見積書

平成 年 月 日

愛媛県知事 中村時広 様

見積者

住 所

商 号  
又は名称

代 表 者  
職 氏 名

印

¥

---

ただし、愛媛県庁本庁舎等広告等配布事業に係る広告料（1回分）

上記のとおり愛媛県会計規則を遵守し、契約条項を承認のうえ見積りいたします。  
なお、上記金額には消費税及び地方消費税を含む。

# 委任状

平成 年 月 日

愛媛県知事 中村時広 様

住 所

商 号  
又は名称

代 表 者  
職 氏 名

私は、住所  
氏名

⑩ を代理人と定め、

下記案件に関する見積の一切の権限を委任します。

記

愛媛県庁本庁舎等広告等配布事業